



石狩市

No. 32 2022年6月発行

編集・発行

石狩市環境市民部 消費生活センター

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

消費生活センター便り



消費者月間テーマ「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」

石狩市消費者大会を開催しました！

消費者庁が主唱する5月の消費者月間に合わせて「消費者人会」を実施し、消費生活に関する身近なテーマで専門講師を招いた研修会や講座を開催するほか、パネル展で消費者トラブルの注意喚起を行いました。



パネル展 5/23～5/31 市役所 1 階ロビー



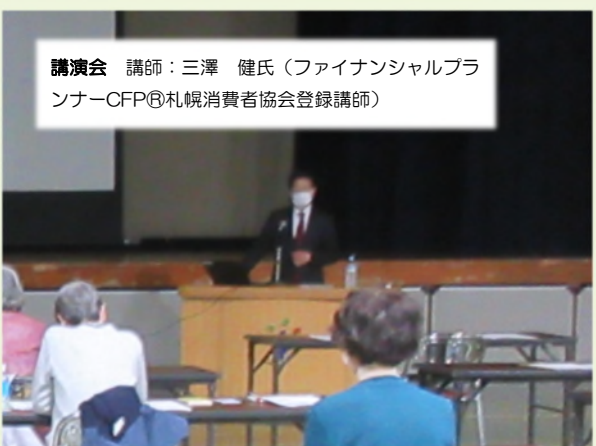
パネル展 パネル内容



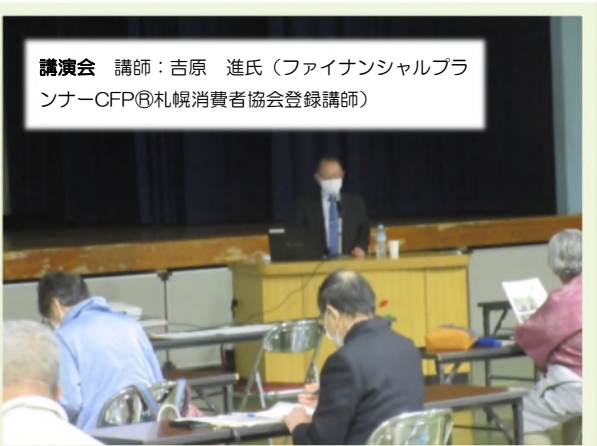
講演会 5/31 北コミ「相続のい・ろ・は」

5/23～5/31 でパネル展を開催しました。今年は4月から成年年齢が18歳に引き下げられることや消費者月間テーマである「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」にちなみ、18歳になるとできることや若者を狙ったトラブル事例を含めた内容となりました。

講演会では暮らしに密接な相続をテーマに札幌消費者協会登録講師でありファイナンシャルプランナーCFP®の三澤健氏と吉原進氏にご講演いただきました。



講演会 講師：三澤 健氏（ファイナンシャルプランナーCFP®札幌消費者協会登録講師）



講演会 講師：吉原 進氏（ファイナンシャルプランナーCFP®札幌消費者協会登録講師）

5月は消費者庁が主唱する消費者月間



【消費者月間テーマ】

考えよう！大人になるとできること、 気を付けること～18歳から大人に～



2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

周囲の大人も含め、改めて考え自分事として捉え、実践につなげましょう！

消費者庁のホームページで消費者月間に関する情報を確認することができます。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2022/



出前講座を 利用してみませんか？

★石狩市まちづくり出前講座★

●講座テーマ例

『悪質商法の手口と対処法』

…最近の悪質商法の事例と対策について解説します。

『消費者力を高めよう』

…消費者トラブルの未然防止・被害回復・契約について解説します。

『特殊詐欺の被害に遭わないために』

…年々巧妙になる特殊詐欺の手口と、被害防止の方法について解説します。

消費者被害を未然に防ぐために、消費者としての心構えやトラブルに遭った場合の対処法を学びませんか？

町内会や高齢者クラブなどの集いに消費生活相談員を派遣する【出前講座】の申込みを受け付けています。

講座は無料です。少人数・短時間でも実施できますので、ぜひご利用ください。

●申込・問合せ 広聴・市民生活課
TEL:72-3191 (FAX:72-3199)



？「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日祝日の電話相談は消費者ホットラインへ

☎0133-75-2282

消費者ホットライン

188

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。